

○ 信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十一号)

改正案	現行
<p>(信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第六十四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。)第五十三条第三項第一号又は第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 信用金庫 当該信用金庫並びにその子会社(法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十一条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。次号において同じ。)及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。次号において同じ。)による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>二 信用金庫連合会 当該信用金庫連合会並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含む</p>	<p>(信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第六十四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。)第五十三条第三項第一号又は第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。)として有する場合に</p>

ものとする。

は、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。